【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年10月27日
【会社名】	ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社
【英訳名】	VALUENEX Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　CEO　　中村　達生
【本店の所在の場所】	東京都文京区小日向四丁目５番16号
【電話番号】	03-6902-9833（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役　CFO　　鮫島　正明
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小日向四丁目５番16号
【電話番号】	03-6902-9833（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役　CFO　　鮫島　正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2022年10月27日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年10月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次 のとおり定款を変更するものであります。

(1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

第２号議案　定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図ることで、株主様の利益を確保するため、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力は、2021年６月16日付で施行された、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）に基づき、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

第３号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

資本政策の柔軟性・機動性の確保、税負担の軽減を図るため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(1)減少する資本金の額

資本金の額531,458,430円のうち451,458,430円を減少して、80,000,000円といたします。

(2)減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3)剰余金の減少の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金451,458,430円のうち268,642,565円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(4)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年12月16日を予定しております。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	22,752	13	0	（注）	可決　98.40
第２号議案	22,747	18	0	（注）	可決　98.38
第３号議案	22,704	61	0	（注）	可決　98.19

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って全ての決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上